



「デジタル社会における消費者法制の比較法研究」 海外有識者インタビュー記録概要（１）

プログレッシブ・レポート
PROGRESSIVE REPORT

松本 恒雄、川和 功子、芦野 訓和、馬場 圭太、永岩 慧子
土方 健太郎、米田 俊樹、井後 雅仁、糸田 厚史

2022年8月

消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター
International Consumer Policy Research Center (ICPRC)
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

本プログレッシブ・レポートは、新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センターの研究者等による調査・研究の報告であり、消費者行政における政策立案の基礎資料として役立てることを意図して発表しております。なお、全て研究者個人の責任で執筆されており、消費者庁の見解を示すものではありません。

「デジタル社会における消費者法制の比較法研究」 海外有識者インタビュー記録概要（１）

【Interviewee】

マーティン・シュミット＝ケッセル バイロイト大学教授
マルテ・クラメ インスブルック大学教授

【Interviewer】

松本 恒雄^{1) 6) 7)} 川和 功子^{2) 7)}
芦野 訓和^{3) 7)} 馬場 圭太^{4) 7)} 永岩 慧子^{5) 7)}

- 1) 一橋大学名誉教授 2) 同志社大学教授 3) 専修大学教授
4) 関西大学教授 5) 愛知学院大学准教授 6) 弁護士
7) 消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター客員主任研究官

※本インタビューでは、カライスコス・アントニオス京都大学准教授に通訳として、多大な御助力をいただいた。

※上記 5 名のインタビュアーの外、国際消費者政策研究センターの土方健太郎特任研究員（令和 4 年 3 月末まで）、米田俊樹特任研究員、井後雅仁特任研究員、糸田厚史特任研究員（令和 4 年 3 月末まで）の 4 名が、本プログレッシブ・レポートの作成に携わった。

※本記録は、インタビューの録音を書き起こし、概要を日本語で記載したものであるため、必ずしもインタビュー対象の見解の全てが正確に反映されているわけではない。

インタビューの趣旨と経緯

デジタル化は、社会に様々な変化をもたらしており、このデジタル化による影響は消費者問題においても同様に生じている。わが国も含めて世界各国では、デジタル化により新たに生じた消費者問題に対応するため、消費者法に対し、さらなる検討を加えているところである。

このような世界的な流れを受けて、消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センターでは、デジタル化に伴う消費者法制を研究するため、松本恒雄名誉教授を筆頭に川和功子教授、芦野訓和教授、馬場圭太教授、永岩慧子准教授の 5 名の客員主任研究官により「デジタル社会における比較消費者法研究会（以下「本研究会」という。）」を発足し、欧米を中心とした新たな消費者法制に関する研究を行っている。

世界的なデジタル化の流れの中、EU では、2015 年にデジタル単一市場戦略¹が発表され、これに伴い、「デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」²と「物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」³が公表された。そして、これらの指令提案は、様々な議論を経て、2019 年にそれぞれ、前者は、「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（Directive (EU) 2019/770）」⁴として、後者は、「物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（Directive (EU) 2019/771）」⁵として採択されるに至った。

そこで、本研究会では、この二つの指令に関する欧州の動向に関して、欧州の有識者に対してオンラインによるインタビュー調査を実施し、欧州の最新の知見を収集し、今後の研究にいかすものとした。

本プログレッシブ・レポートは、これらのインタビューのうち、2021年9月1日に行ったマーティン・シュミット＝ケッセル教授へのインタビューと2021年10月14日に行ったマルテ・クラメ教授へのインタビューの概要を公表し、国内において広く知見を共有し、もって、研究会における研究の進捗の中間的な報告とするものである。

シュミット＝ケッセル教授は、2011年にバイロイト大学に設置されたドイツ・消費者法研究所の所長であり、ドイツにおける消費者保護・デジタル法制研究の第一人者である。今回のEU指令国内法化に際しても、連邦議会に意見書を提出し、議会でも参照されている。また、消費者法研究所は、国内外の立法担当者・研究者を交えて積極的にシンポジウムを開催している。

クラメ教授は、長年にわたりシュミット＝ケッセル教授のもとで消費者保護・デジタル法制について研究を重ね、教授資格を得た後、2021年よりオーストリア・インスブルック大学教授として、テクノロジー＝モビリティ＝サステナビリティ法制についてEU法・オーストリア法・ドイツ法を素材として研究している。今回のEU指令のドイツ国内法化について2021年に発表した雑誌論文⁶は、発表後から注目を集め、様々な研究者に引用されている。

なお、両教授へのインタビューは、事前に本研究会において作成した質問を文書にて送付する形で行われ、事前の質問に答えていただくとともに、必要に応じて追加で質問するという方法により行われた。このため、以下のインタビュー記録において、「質問1.、質問2.」等の表記により示している質問文は、「事前の質問事項への回答後の追加質問」として示したものを除いて、両教授に事前に送信した質問文となる。また、追加質問として示した質問文は、インタビュー時に本研究会メンバーが口頭で質問した内容を書き起こしたものである。

¹ Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, A Digital Single Market Strategy for Europe, COM (2015) 192 final.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52015DC0192>

² Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content, COM (2015) 634 final.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52015PC0634>

³ Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the online and other distance sales of goods, COM (2015) 635 final.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52015PC0635>

⁴ Directive (EU) 2019/770 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content and digital services (OJ L 136, 22.5.2019, p.1).

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32019L0770>

⁵ Directive (EU) 2019/771 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the sale of goods, amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive 2009/22/EC, and repealing Directive 1999/44/EC (OJ L 136, 22.5.2019, p.28).

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32019L0771>

⁶ Malte Kramme, Vertragsrecht für digitale Produkte – Die Umsetzung der Digitale-Inhalte-Richtlinie im Schuldrecht AT, Recht Digital (RDigital) 2021, 20-29

<凡例>

特に断りがない場合は、以下の表の左に掲げる法令等は、表の右に掲げる名称で表記するものとする。

Directive (EU) 2019/770 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content and digital services	デジタル・コンテンツ指令
Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content, COM (2015) 634 final.	デジタル・コンテンツ指令提案
Directive (EU) 2019/771 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the sale of goods, amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive 2009/22/EC, and repealing Directive 1999/44/EC	物品売買指令
Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the online and other distance sales of goods, COM (2015) 635 final.	オンライン通信売買指令提案
Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)	GDPR
Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Common European Sales Law, COM (2011) 635 final.	ヨーロッパ共通売買法規則提案
Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council of 25 May 1999 on certain aspects of the sale of consumer goods and associated guarantees	消費者物品売買指令
United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods	CISG
Bürgerliches Gesetzbuch(ドイツ民法)	BGB
Consumer Rights Act 2015(UK)	2015年消費者権利法

目次

第1. マーティン・シュミット＝ケッセル教授へのインタビュー概要.....	5
1. 各 論 的 質 問.....	5
(1) 主観的・客観的適合性について.....	5
(2) 有償・無償契約について.....	7
(3) 個人データ・情報について.....	9
2. 総 論 的 質 問.....	11
(1) 規定の仕方・体系的位置.....	11
(2) 国内化法の評価と今後の展望.....	14
3. 事前の質問事項への回答後の追加質問.....	16
第2. マルテ・クラーム教授へのインタビュー概要.....	18
1. 各 論 的 質 問.....	18
(1) 主観的・客観的適合性について.....	18
(2) 有償・無償契約について.....	22
(3) アップデートについて.....	23
(4) 個人データについて.....	24
2. 総 論 的 質 問.....	28
(1) 国内法化の方式と体系的位置について.....	28
3. 事前の質問事項への回答後の追加質問.....	31
資 料.....	34

第1. マーティン・シュミット＝ケッセル教授へのインタビュー概要

1. 各論的質問

(1) 主観的・客観的適合性について

質問1. 契約適合性（製品の瑕疵）における主観的要件（BGB 第 327e 条第 2 項）と客観的要件（BGB 第 327e 条第 3 項）との関係について、客観的要件と主観的要件のどちらが優先するのか？

当事者間に合意のない事項について客観的要件が基準となるにすぎないのか、それとも当事者間の合意より、客観的要件が優先されるのか？

第 327h 条では、製品の特徴に関しては、客観的要件が基準となり、客観的要件を満たさない場合は、その旨の通知と個別の合意が必要とされている。これは、約款でサービス内容が定められている場合には、約款への一般的な同意だけでは不十分ということか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

まず、契約適合性（製品の瑕疵）では、二つのメカニズムが併存している。一つはデジタル・コンテンツ、デジタル・サービスに関するもの、もう一つは物品売買に関するものである。

客観的要件と主観的要件のどちらを優先するのかについて、一般的なルールはない。このため、客観的な基準から逸脱するという可能性が残されているところである。

さらに、主観的基準の方が客観的基準よりも消費者保護の水準が高い場合には主観的基準が有効になる。もちろんこれとは別にある種の取締法規等により無効となる可能性は残される。

より中核的な問題として、約款によって客観的な基準から逸脱することが可能なのかということについて、明確な答えはなく、私の講座内の研究者間でも意見が分かれている。個人的な見解では、そのような逸脱を立法者は避けようとしているのではないかと考えている。ただし、これは政治的、政策的な問題であることから、あくまで私個人の見解であるということを御理解いただきたい。

BGB 第 327h 条を見ると、「in Kenntnis gesetzt＝知らせなければならない」という文言が用いられているが、おそらくこれは、客観的基準からの逸脱を提示すれば足りるという意味であろうと思われる。もっとも、消費者が客観的基準からの逸脱の内容を具体的に理解していなければならないのか、という点については、政治的妥協の結果としてあいまいにされている。

個人的な見解としては一般的に逸脱があるということでは足りず、具体的にどのような逸脱があるのかを示さなければならないと考えている。しかしながら、さらに、消費者がその内容を具体的に理解する必要があるのかは不明確である。この点については、今後、実務運用の中で明確になっていくのではないかとと思われる。

(追加質問)

客観的要件からの逸脱に当たり、消費者がこの逸脱をどこまで認識している必要があるのか、という点がより重要であるとおっしゃっていたが、これは、いかなる基準で判断されるのか？また、消費者は何を理解している必要があるのか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

個人的には、消費者が逸脱について理解しなければならないというルールが明確である方が望ましいと考えている。

従来の情報提供義務とは異なり、単に情報提供をして、実際には、消費者はそれを読まなくてもよいというレベルではなく、この意味において、何かが違うのだということはある程度認識しなければならない。

質問2. デジタル・コンテンツやデジタル・サービスの取引の性質上、指令草案と比較して、客観的要件と主観的要件の両方が同等に重視されることとなった点について、多くの議論（賛成、反対）があったか？

客観的要件からの逸脱（デジタル・コンテンツ指令第8条第5項）は、「チェックボックスにチェックを入れること、ボタンを押すこと、又は類似の機能をアクティベートすること」で実現できてしまうが、事業者が客観的要件に基づく責任を回避することは実際には困難だと考えるか？

デジタル・コンテンツ指令第8条第5項で規定されているこのような制限は、契約が非常に低い消費者保護水準を設定している場合に、消費者に一定の品質レベルを保証するために有用だと考えるか？

客観的要件に関する性能の理想的な判断基準について、何か考えがあるか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

デジタル・コンテンツ指令前文を見ると、例えば、チェックボックスにチェックすることでも逸脱は可能であるというようなことを書いてあるが、これは、第1の段階である消費者側が逸脱に関し認識をするというところではなく、第2の段階である契約の成立に関するものなので、認識の要件に関しては、不明確さが残っている。個人的には、より明確にするべきであると考えている。

質問3. デジタル・コンテンツ指令第8条第1項(b)等に関し、消費者の期待を決定する要因は、加盟国によって異なる可能性があると思うか？また、「合理的な期待」のレベルを確保するために、UK の 2015 年消費者権利法の「事業者向けガイダンス」（ビジネス・イノベーション・技能省によって公表された事業者のためのガイダンス）」のようなガイドラインが必要ではないか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

「合理的な期待」に関して、ドイツにおける国内法化では、「合理的」という文言が省かれており、個人的に批判しているところである。現時点では、この「合理的な期待」について、アップデートを中心に議論されている。どれくらいの期間にわたり、事業者がアップデートを提供しなくてはならないのか、という問題について、実証的な調査がどれほど有効なのか、ということについて難しい問題がある。集団訴訟の文脈であればより重要な役割を果たすことができると思うが、過去に不正競争の例で実証的な調査が重視され、誤った結果が導かれたということもあり、現代ではそれほど有効なものともみなされていない。

契約ルールについて話すとき、私たちは個々の契約について問題としているわけではなく、契約の一部としての（契約の主体としての）消費者が対象としている契約の客体を問題としている。したがって、事実についての理解ではなく、何が事実であるかを調べることははるかに重要になる。アプリやソフトウェアに対する消費者の期待は、適合性の客観的な基準を導き出すのに役立つかもしれないが、サービスへの期待となるとやや難しいのではないかと思う。さらに、エシカルな基準や環境への影響、製造者が差別をしているか、製品に関与する者の労働条件は適切か等の「間接的な品質要素」については、消費者の合理的な期待を調査する際にどういう問いを用いればよいのか、誰を対象に調査すべきか（ミュンヘンやフライブルク等の学生が多いエリアの人達に聞くのか、バイロイト等の農村地帯のエリアで聞くのか）という困難な問題がある。

ガイドラインについて、ドイツには、質問の中にあるような UK のガイドラインのようなものはない。

(2) 有償・無償契約について

質問1. 個人データ提供の対価性（BGB 第 327 条第 3 項）

デジタル製品に限定して、個人データ提供の場合も有償契約と位置付けられているという理解でよいのか？それとも、有償契約・無償契約という分類とは別の視点を取り入れているということか？

今後、このような考え方が、より広範な取引に拡大していく可能性はあるか？

質問 2. 金銭以外での支払に関し、これまでのドイツ民法が消費者契約の規定の適用範囲として、「有償の給付 (entgeltliche Leistung)」という表現から「代価を支払う (Zahlung eines Preis)」と変更したことは、どのような意味があるのか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

「有償の給付 (entgeltliche Leistung)」という表現から「代価を支払う (Zahlung eines Preis)」と変更したことにより、基本的に変化があったところである。

BGB 第 312 条第 1 項及び第 327 条第 3 項を見ると、基本的に「代価の支払」は、お金による支払を意味するが、仮想通貨等でもよい。BGB 第 327 条第 3 項は、個人データによる支払について定めているが、これを対価として取り扱うのかというより大きな問題については、対価として取り扱ってはいない。対価として取り扱ってはいないとする、様々な問題が生じる。例えば BGB 第 516a 条の「贈与契約」についても第 327 条以下が適用される可能性は出てくるし、さらに無償での役務提供契約であるとか、あるいは使用貸借契約のようなあらゆる無償契約についても、具体的な定めはないものの、例えば類推適用により（どのように適用するかはそれぞれの手法によって異なるかもしれないが）適用される、というのが私の個人的な考え方である。この見解については、本日⁷ドイツ時間の午後に提出する予定の私の論文で触れられている。現時点では条文の明示的なルールとしてはデジタルの側面だけに限られているが、私は間違いなくこれが一般化されると考えている。

これらと異なるルールとして、BGB 第 327q 条があるが、これは指令に基づくものではない。デジタル・コンテンツ指令の立法理由によれば「加盟国はこれを定めることができる」とされているのだが、ドイツ政府はこれを「しなければならない」と読み替えてこの規定を設けた。残念ながら連邦議会の委員会では BGB 第 327q 条に関する議論はあまりなく、ほとんど私一人が語っていた。BGB 第 327q 条で取り扱われている問題は、個人データに関するライセンスを撤回した場合にどうなるのかというものであり、これは明らかに有償契約に関わる問題である。このため、BGB 第 327 条第 3 項が適用される全ての契約に適用されるものではないと考えている。

この点については、確かに色々議論がされてはいるが、コンメンタールの改訂で忙しかったり、コロナ禍の影響によってなかなか論文が出ていない。また、公にされた議論はあまりない。

⁷ 令和 3 年 9 月 1 日

(3) 個人データ・情報について

質問 1. 個人データの原状回復において、消費者（データ主体）は、GDPR 第 17 条の消去権、第 20 条のデータポータビリティ権などを行行使うことができるとされる。GDPR はそもそも消費者保護を目的とした規範ではない（データ主体には、消費者以外の者も含まれる）と思われるが、そのような規範をそのまま消費者契約に適用することによって消費者を実効的に救済することができるのか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

GDPR の規律とデジタル・コンテンツ指令の規律との関係について、消費者がデジタル・コンテンツ指令の規律に基づき契約を終了した場合にも、基本的に GDPR における救済手段が適用される、というのが指令のアプローチであるのに対し、ドイツ法のアプローチはやや異なっている。ドイツ法では、GDPR における救済手段に加えてデジタル・サービス関連の救済手段が適用される余地が残る。具体的に GDPR の規定を見ると、例えば、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条等は、契約の終了を想定して定められた規定ではないということが分かる。ドイツ法では契約が終了した後も税法上の目的のために一定期間、データを保管しなくてはならないが、これは、GDPR のデータの削除に関する権利と矛盾する。

それでは、このような問題を具体的にどのように解決するのだろうか。この点について、デジタル・コンテンツ指令で規律されている理由と異なる理由により契約を終了させた場合（例えば事情変更があった場合、品質以外の理由で契約を解除した場合、BGB 第 346 条に基づく撤回権を行使した場合等）に関しては、問題が生じる。

個人データに該当しないデータについては、GDPR における個人データの定義は、広範なものであるため、個人データに該当しないデータであっても、それが特定の契約と結びつけられた時点で、GDPR における個人データとなってしまう。個人的には、一般的な債権法の規律を適用すべきであると提案したいところであるが、このような見解が多数説であるかは疑わしい。

データ保護と債権法のルールというのは二つの異なる世界ではある。しかしながら、EU やドイツ法の動き、特に EU の差止指定や規則等の立法を見てみると、データ保護を消費者保護の一環として見ているところがあることが分かる。このことは、電気通信の分野では、特に明確にされている。

質問 2. 日本でも GDPR に対応する法律（個人情報保護法）が制定されている。しかし、この法律は、GDPR の第 17 条や第 20 条のように、消費者の救済手段として利用することができる手段に乏しい。そうすると、日本は、今後、欧州とは別の道を進

む可能性があるように思われる。すなわち、個人情報保護法に頼らず、デジタル・コンテンツ供給契約に関する特別法を制定して、その中に、個人データの原状回復に関する規定を含める可能性がある。先生は、そのようなアプローチをどのように評価されるか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

日本法ではどのようなアプローチが望ましいかという質問だが、債権法と個人情報保護法では目的が異なり、分野が異なる。個人的には、ドイツ法は、分野の区別を明確に保つというアプローチを採用しており、債権法と個人情報保護法は、異なるアプローチや異なる利益衡量がされる分野であることを考えれば、基本的には債権法的なツールをもって対応すべきであると思う。

質問3．契約適合性違反の効果としての契約の終了（BGB第327m条）と減額（BGB第327n条）の関係

契約の終了については、違反が軽微な場合には解消できないという一般ルールが定められており（BGB第327m条第2項第1文）、この場合には、消費者は損害賠償や減額による金銭的救済を求めるべきという趣旨と思われる。他方、個人データを提供している場合の契約の解消については、上記の適合性違反が軽微な場合には解消できないとの原則は適用されず、消費者は解消できるとされている（BGB第327m条第2項第2文）。減額については、この種の特則はおかれていない。これは、個人データを提供している場合には、減額という救済は不可能であり、消費者は損害賠償を求めるか、契約を解消するかのいずれかを行うべきという考え方か？消費者の提供した個人データの利用方法を縮減するといったことは考えられないのか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

個人データの提供の場合には、代金減額請求は認められない。なぜなら、価格（price）というものが存在しないからである。ここでの価格とは、技術的な意味での金銭、広義の金銭のことだが、データは金銭ではない。（指令においても）そのように改正された。指令の中では、指令を国内法化した条文よりもう少し明確に表現されているが、個人データの提供の場合には減額請求ができないと修正されている。一部が金銭で支払われ、一部が個人データで提供された場合には、代金減額が可能であるが、金銭の部分だけである。この場合、ドイツでは、BGB第327i条の救済措置がどこまで確定的なものなのか、追加的な救済措置が認められるかについては、難しいだろうというのが支配的見解である。ここでの主な問題は、ここまで議論してきた減額請求ではなく、自力修補である。

これは難しい問題であり、指令の下でも議論されている。指令の下ではその意味で（救済措置は）確定的であり、私も自力修補を明確に否定する。自力修補は、損害の状況下で可能だからである。条文に挙げられている救済措置の確定性は、議論されるべき、より一般的な問題であるが、確定性がないことを支持する一つの論拠は、先ほど議論した GDPR 中のドグマティックな言及である。また、これは質問でもあるが、より一般的な問題の一部である。その問題とは、「救済措置のリストは確定的か？」である。私は常に否定する。しかし、これはドイツの伝統とは異なる見解であろう。BGB 第 437 条に挙げられているリスト、すなわち売買契約における救済措置のリストが確定的なものではないという事実を見過ごし、法律に挙げられている救済措置のリストが確定的であるとする明確な間違いを犯した連邦通常裁判所の有名な判断がある。当時は BGB 第 478 条に追加的な救済措置が記載されており、このリストが決定的なものでないことは確かであった。それゆえ、今回 EU 指令を国内法化した BGB437 条のリストは確定的でないと考えている。しかし、おそらくこれもまた少数意見であろう。

2. 総論的質問

(1) 規定の仕方・体系的位置

質問 1. デジタル・コンテンツ指令前文 (12) は「この指令は、関連する事項をこれが規律しない限度において、例えば契約の成立、有効性、無効又は効果及びデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの適法性に関する国内法準則等の国内法に影響を及ぼすべきではない。また、この指令は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給契約の法的性質を決定してはならず、これらの契約を、例えば売買契約、役務提供契約、賃貸借契約又は無名契約のいずれとするかは、国内法に委ねるべきである。」としている。

デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給に関する契約が、例えば、売買契約、役務提供契約、賃貸借契約又は特別な契約に該当するかどうかを加盟国が決定できるのであれば、契約の分類に応じて、異なる種類の基準を課すことができる可能性があると思うか？

注：この問題に関しては、デジタル・コンテンツ指令に基づく適用範囲が（デジタル・コンテンツやサービスに）十分に限定されていると言えるかもしれない。例えば、UK Consumer Rights Act 2015 第 49 条（Service to be performed with reasonable care and skill）では、以下のように規定されている。（1）サービスを提供する全ての契約は、販売者が合理的な注意と技術をもってサービスを履行しなければならないという条項を含むものとして取り扱われる。

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

契約の分類や性質を変えることによって、デジタル・コンテンツ指令第6条から第9条までの適用を回避することはできない、というのが回答になる。ドイツで問題になっていた例として、ライセンス契約の規律の一部として知的財産権の問題とすることで、BGBの消費者保護の規定を回避しようという動きがあったが、今日ではそれはできないということが明確になっている。

次に、どのように教えればよいのかという問題がある。適用範囲に明確に含まれている契約類型については教えやすい。しかし、例えば、仲介契約にBGB第327条以下の規定が適用されるということは明確にされていないが、マッチングアプリ等に対して適用されるであろうことは明確である。

さらに、ドイツには通信教育に関し特別法があるが、デジタル・コンテンツ指令の国内法化のための改正がなされていない。加盟国は指令に即した形で適用解釈を行う義務を負っているのであるから、このような場合には、国内法化の問題について最適の解決があるわけではない。なぜなら、その際に、常に、契約の基準の体系のゆがみが生じるからである。しかし、それを避けることはできないので、私たちはそれらを、契約一般法として、あるがままに受け入れるしかないと私は考える。したがって、それらの規定は、民法典の構造に従えば、債務法総論又は契約法総論の中に組み込まれることになるだろう。

質問2. 国内法化された規定の適用対象について

二つのEU指令（EU-Richtlinien 2019/770, 2019/771）を国内法化するドイツの改正法は、新たな規定の適用対象を消費者契約に限定している。ドイツ国内法化の過程において、BtoB契約についてもデジタル取引の特殊性を考慮した規定の必要性を指摘するものがみられたが、この点についてどのようにお考えか。また、改正法の成立は、事業者間の取引にも影響を及ぼす可能性があるかについて伺いたい。

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

BtoBへの適用は、政策的な判断による。ドイツでは、基本的に適用しないということになったが、例外として売買契約において、物品売買指令の国内法化に伴い物品売買指令における瑕疵の概念がBtoB契約にも適用される改正が行われた。

これは、個人的には良いやり方ではないと感じている。なぜなら、国内法化に伴いこの部分が追加的に制定されているからである。例えば、物品にソフトウェアが組み込まれているような場合に問題となる。私のところで教授資格を受けた者と助教が共同で、これらをどのように区別するのか、境界線がどこになるのかについて論文を執筆してい

る。私が全てにおいてその論文における見解と同じように考えているわけではないが、非常に素晴らしい論文であり、今後日本でも参照して欲しいと考えている。

個人的な見解として、特に中小企業の場合に個人としての行為と事業者としての行為を区別して異なる基準を設けるのには違和感を覚えるところである。確かに異なる存在なのかもしれないが、実質的に変わるところはないだろうと考えている。実際に品質基準については、商品に特有の固有のものであれば別であるが、大半のものは CISG に含まれており、消費者固有のものではない。主観的な期待が優先される場合は別だが、このように個人であろうと中小企業であろうと変わるところはないのであるから、今後、このような個人と事業者との区別の在り方は、変わっていくだろうと思う。事業者間の求償関係に関する定めである BGB 第 327u 条 4 項は、BtoB の関係において強行規定として適用される。適用範囲が限られているのではあるが、このように BtoB だけに適用されるもの、また、BtoB、BtoC の双方の契約にも適用される規定もある。過去、消費動産売買指令による規定を用いて、中小企業が大企業に対し有利に和解を進めたということもある。個人的には BtoB により多くの規定が適用された方が良いのではないかと感じている。

質問 3. 新たな規定の体系上の位置付けとその他の契約規定との関係について

ドイツでは、デジタル製品に関する規定を一般債務法に置くという方法でデジタル・コンテンツ指令の国内法化が行われたが、このような体系上の位置付けについてどのように評価されているか？

デジタル製品の供給と並んで他の物品や役務を供給するような契約では、事業者の義務違反がデジタル製品に関するものか否かによって、異なる責任規定が適用されることになると思われるが、デジタル製品の瑕疵の概念に含まれる義務違反かどうかという境界付けをめぐって難しい問題が生じないか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

ドイツ法では総則的な位置付けを有するものとして規定されるに至ったが、有償契約に関する全般的なルールであると考えれば、BGB 第 327 条以下に規定することは適切であると考えている。

（個人的には、）どこに位置付けるかという問題よりも、デジタル・コンテンツ指令の適用範囲の方が色々と困難な問題を生じさせているという見方をしている。これは、ヨーロッパ共通売買法規則提案が加盟国からの反対により採択されなかったことによる代償をドイツが払っているということを意味しているのではないかと思う。このヨーロッパ共通売買法規則提案はその適用に関して当事者が選択できるものと想定されていたわけだが、国内法を改正しなくても、一つの品質に関する体系として用いることは可能

なものであった。

学者にも責任がある。我々は、売買契約については研究をしてきたが、賃貸借契約や役務提供契約についてはあまり研究していなかった。このような状況もそのうち変わっていくのではないと思うが、現時点で、特に問題が見られるところは、救済の部分ではないかと思う。

役務提供契約では、役務の品質をどのように特定するのかという困難な問題がある。また、役務提供契約は、色々な役務が束になっていることから、どのように代金を減額すればよいのかという問題も生じる。より大きな問題として、売買法が他の契約類型でも適切かという問題があるが、個人的には適切だと考える方向を採用している。今は忙しいが、時間ができたら賃貸借契約や役務提供契約についても研究を固めていきたい。

役務提供契約が色々な役務が束ねられているものであることによって生じる問題を解決する方法は、二つある。一つはオーストリアのように、品質に関する一般的なルールを設ける方法、もう一つは、(私の理解が正しければ日本法では売買契約の規定が他の契約類型にも準用されると思うが)、日本法のように売買契約の規定を他の契約類型にも準用するという方法である。残念ながら、ドイツでは、一般的なコンセンサスが得られなかったため、このような解決方法は採用されなかった、今月末に選挙があるので、保守派がこれらの解決方法を認めるかという問題はあるが、結果次第ではBGBのデジタル化が進むのではないかと思う。

(2) 国内化法の評価と今後の展望

質問 1. 今回の改正法についてはどのように評価しているか。今回の改正は十分なものであったか、それとも不十分か。不十分であるとするならば、どのような点が不十分か？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

私は法学者なので、常に何かを批判することになる。しかし、今回の改正法について、デジタル・コンテンツ、デジタル・サービスについては、全体としてよくできた国内法化であると思う。確かに、物品売買については不適切な部分もあるかと思うが、いずれにしてもそれは細かな部分に関する批判である。例えば、デジタル・コンテンツ指令第8条の客観的要件については、指令の文言をそのまま用いた方がよかったのではないかと考えている。

もう一つ私が批判しているところは、自力修補に関する規定の適用排除である。ドイツ法では売買契約について、自力修補の規定はないが、他の契約類型にはある。ここでの自力修補とは、例えば、製品に欠陥があるような場合に債権者が自ら、あるいは第

三者に修理してもらい、債務者にその費用を請求するというものである。選挙前で時間がなかったこともあり、指令の国内法化においてはこの自力修補が排除されている。自力修補を認めることが指令に反するとされたからだ、これは間違いであると私は考えている。コモンローの国々、アイルランド、キプロス、そしてマルタでは、デジタル・コンテンツについて無過失責任が設けられている。また、フランス及びフランス法の影響の強いベルギー、ルクセンブルクでも同じようなアプローチが採用されている。無過失責任を採用する場合、この問題は損害賠償により調整される。ドイツにおいても、この問題を損害賠償により調整するのであれば、デジタル・コンテンツについて無過失責任を導入しなければならない。しかし、過失責任のもとでも（自力修補を認めることにより）対応する余地が残されている。これが私の批判の理由である。

最後に、私の指令の国内法化に対する評価として、適用範囲が非常に狭いのではないかと考えている。これは、指令を適切に国内法化していないという趣旨ではなく、政策的に見てより広く、中小企業とか市場全体に適用すべきであったのではないかと、ということである。

（追加質問）

ドイツでは、請負において、自力修補に関する規定があることから、それを解釈することにより、自力修補を認めることができるか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

契約類型によっては、自力修補が明示的に排除されていたり、規定が置かれていないものもある。売買契約では、自力修補について規定はない。債務法の一般規定から自力修補を導くのであれば、自力修補を適用することができたかもしれないが、ドイツの最高裁判所では、早々に拒絶された。

選挙前であったため、司法省が、政治的な成功に目を向けていたということもあり、政治的な過程において、自力修補は、導入されなかった。

ただし、裁判所がこれを変更する可能性は残っている。例えば、過失をどのようにみるのかを変更し、より前の段階における誤った行為を過失とみるのであれば、損害賠償を通じて、自力修補と同じような結果をもたらすことも可能である。もっとも、これは自力修補と同様の機能をもたらすということである。

私が、自力修補について、熱心なのは、我々が困難な競争環境にあり、自力修補を認めることは、消費者の自助努力を支援するような事業モデルとなりつつも、第三者に修補を頼むことになるため、企業の発展の道を開くことができるからである。

知的財産の観点から、消費者において修補を依頼することが許されるのかという問題があるが、知的財産においては、可能である。もっとも、契約法上も可能というわけではない。

質問2. 今回の改正は、今後デジタル取引以外の法解釈にも影響を与えるか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

最後の質問は、明らかに、長期的に見て、影響があるか、という問題だろう。改正により導入された新たなルールについて、非売買という観点から議論され、我々の考え方を変えるだろう。

主要な例を二つ挙げる。一つは、売買から貸借型の契約への一般的なパラダイムのシフトである。ドイツにおける売買契約の概念を中核とする考え方は、全ての疑問に答えるものではないのであるから、一般契約法において売買契約を中核とするのは、良い考えなのか、問い直さなければならない。

もう一つ具体的な例として、ドイツでは、契約違反の救済としての契約の終了において、解除と解約告知という二つの特徴的な分類がある。このような分類は、デジタル製品に関する新たな契約終了のルールでは、うまく機能しないにもかかわらず、未だ適切なものとしていいのかという問題がある。

売買という概念を中核とする解除の一般化は、時代遅れになっている。BGB 第 346 条以下を解釈する際の多くの問題について契約の長期的な効果により答えることができるし、契約違反の場面での解除と解約告知という二つの契約終了のドグマティカルな違いを捨て去ることができるかもしれない。私は、このような解除と解約告知の分類は、時代遅れであると考えている。これは、売買から貸借へのパラダイムシフトだけではなく、例えば、我々の古典的な製造業を中核とする契約法が、現時点でどれほど有用なのかという問いでもあるだろう。

ここで話しているのは、消費者法的なルールではなく、一般契約法に関するルールである。このため、このようなアプローチの提案は、消費者法をはるかに超える影響があるだろう。やや皮肉のある見方をすると、消費者法で実験されているようなものである。

全体として、大きな影響は、契約法の枠組みをどうすべきかというところにあるが、契約の自由の制限について話しているわけではない。様々なタイプの新しいビジネスモデルについて話しているのである。

3. 事前の質問事項への回答後の追加質問

質問1. 契約の種類とそこから生ずべき債務の関係について、関心を持たれているようであるが、この点について、今後どのような展開が見られることになるのか、考えを聞かせていただきたい。例えば、デジタル・コンテンツに関する契約とデジタル・サービスに関する契約では、実際には違いがあるのではないかといった点について、どのようにお考えか？

【シュミット＝ケッセル教授の回答概要】

デジタル・コンテンツ指令とこれを国内法化したドイツ法の規定には、ほとんど違いがない。私の経験からすると、新しいルールの解釈はソフトウェア契約における経験により、方向付けられると思われる。

デジタル・サービスへの品質基準や救済制度の適用がいかに厳しいのか、という問題は、放置されており、低く見積もられている。デジタル・サービスへの品質基準の適用について、まず問題になるのは、アプリケーションのバンドル契約についてであり、これらの契約は、完成を請け負っているものだけではなく、単なる行為にすぎないものもある。物品の品質について用いられる基準を単なる行為に適用し判断しなければならないのである。これは、非常に厳しく挑戦的なものであるが、避けることはできないものであると思う。新しいルールを理解する際には、常に今までの経験を考慮するので、まず初めにソフトウェアにおける経験が参照されるだろう。

消費者向けのクラウド、SNS の品質基準というようなデジタル・サービス特有の観点を取り入れることにより、常に認識されるわけではないが、視点に少しずつ変化が生じるだろう。私は、学生に品質基準等のルールをソフトウェア以外の部分に適用した場合について考えさせている。デジタル・コンテンツとデジタル・サービスでは、品質基準等の適用対象として、あまりにも違いがあるため、実際の適用において、乖離が生じていくだろう。

品質基準等については、当然に適切なルールが必要となるだろう。契約法において、売買契約が中核とされてきたのは、古代ローマ法以来の歴史的な経緯だけでなく、簡略なアプローチが必要だからであるが、デジタル・サービスのように全く違った構造の契約には、売買契約を中核としたアプローチでは不十分であるため、より複雑なルールが必要になる。そこで、必要なルールについて研究することになるが、どのようなアプローチが成功するかは予測しがたい。貸借型の契約の品質基準については、知的財産の文脈で理論を展開するものが多いが、法が適用される事例がより複雑に変化した場合には、契約法により解決される傾向にある。

ドイツには、抽象化した貸借型の契約はなく、貸借型の契約において、一般化された原則はない。単純化された売買契約はあり、衣料品や食品の購入では、未だに売買契約が利用されているのであるから、これを捨て去ることはできないが、売買契約の重要性は低くなるだろう。

ドイツでは、契約違反なく契約を終了させたり、継続的な契約を終了させるための債務法の一般規定はなく、デジタル・コンテンツ指令第6条から第9条までの「黙示の条項 (implied terms)」のようなものを導入することについて研究されていなかったが、イタリア、あるいはオランダでは、これらの問題に関して、良い考えがあるかもしれない。フランスについては、学術的な部分でも様々な事例で閉鎖的で、覗き見るのは難しいが、今後発展するだろう。

サービスにおける品質基準等を一般化するのは難しく、全く終わりが見えず、我々の世代で解決することはできないだろうが、次の世紀には多くの疑問に答えられているだろう。

第2. マルテ・クラーメ教授へのインタビュー概要

1. 各論的質問

(1) 主観的・客観的適合性について

質問1. 契約適合性（製品の瑕疵）における主観的要件（BGB第327e条第2項）と客観的要件（BGB第327e条第3項）との関係について、客観的要件と主観的要件のどちらが優先するのか？

当事者間に合意のない事項について客観的要件が基準となるにすぎないのか、それとも当事者間の合意より、客観的要件が優先されるのか？

第327h条では、製品の特徴に関しては、客観的要件が基準となり、客観的要件を満たさない場合は、その旨の通知と個別の合意が必要とされている。これは、約款でサービス内容が定められている場合には、約款への一般的な同意だけでは不十分ということか？

【クラーメ教授の回答概要】

それでは、最初のカテゴリー「（契約適合性の）客観的要件と主観的要件の関係」に関する質問から始める。このカテゴリーに多くの質問があるというのは、完全に理解できる。私的自治に対する本当に大きな干渉となり、客観的要件から逸脱することは、あまりに難しい。では、この質問に関して、上から順に答えていこう。

客観的要件は、主観的要件に追加して適用される。そして、これは、BGB第327h条又はデジタル・コンテンツ指令第8条第5項に定められている客観的要件から逸脱するための要件を満たさない限り、当事者間で合意された内容をより高い消費者保護を与えるものに上書きすることができることを意味すると私は考えている。すなわち、主観的要件が消費者保護においてより良い内容に書き換えられることになるか、又は、消費者がデジタル・コンテンツ若しくはデジタル・サービスの特定の特徴の適合性の客観的要件からの逸脱について、具体的に通知され、かつ消費者がこの逸脱について明示かつ個別に承諾するというBGB第327h条の要件を満たすことにより、主観的要件が客観的要件に優先されるようになるかのいずれかである。

質問2-1. デジタル・コンテンツ指令第8条は、デジタル・コンテンツやデジタル・サービスは、主観的な適合性の要件に適合するだけでなく、客観的な適合性の要件にも適合しなければならないとしている。デジタル・コンテンツ指令提案では、「契約が場合により、1. に定めるデジタル・コンテンツに要求される事項を明確かつ分かりやすく定めない限りにおいて、（第6条）」と規定されていたが、デジタル・コンテンツ指令前文（45）では、「デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが契約に適合しているために、かつ、例えば契約が非常に低い水準を定める場合において消費者が自己の権利を奪われないことを確保するために、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスは、適合性の主観的要件を満たすだけではなく、さらに、この指令に定める客観的要件を満たすものでなければならない。」とされている。また、デジタル・コンテンツ指令第8条5項では「契約締結時に、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの特定の特徴が第1項又は第2項に定める適合性の客観的要件を満たさないことについて消費者に特別に通知され、かつ、消費者が契約締結時にそのことについて明示的にかつ個別に同意した場合には、第1項又は第2項の意味における適合性の欠如はないものとする。」としている。

このように、客観的要件と主観的要件の両方が強調されるのに先立ち、デジタル・コンテンツやデジタル・サービスを含む取引の性質について多くの議論（賛成、反対）があったのか？客観的要件からの逸脱は、「チェックボックスにチェックを入れること、ボタンを押すこと、又は類似の機能をアクティベートすること」で実現できると考えられるが、にもかかわらず、事業者が客観的要件に基づく責任を回避することは実際には困難なものとなると思うか？

【クラーメ教授の回答概要】

この質問については、デジタル・コンテンツ指令前文（49）にも書かれている。研究者の中には、客観的要件からの逸脱は、かなり難しいという者も多くいる。難しいと考える研究者は、BGB第327h条あるいはデジタル・コンテンツ指令第8条第5項の要件を満たすには、個別の同意が必要だと考えているようである。したがって、彼らは、約款による客観的要件からの逸脱は、不可能だと考えている。しかし、私は、約款に基づく客観的要件からの逸脱は、排除されていないと考えている。そのように考えると、結果として、デジタル・コンテンツ指令前文（49）で示されている例のように、チェックボックスにチェックをしたり、単にボタンをクリックしたりすることでも客観的要件から逸脱できることになる。

しかし、実店舗で営業している事業者は、消費者に製品を売る前に、消費者に必要事項を記載した書類にサインしてもらわなければならないため、客観的要件からの逸脱は、非常に難しくなる。あなたが購入しようとしている製品は、あまり品質の良いものでは

ないと記載されている書類に事前にサインしてから、購入するというシナリオは、あまり現実的であるとは思えないからである。したがって、現実取引において、客観的要件からの逸脱のための規定は、重要な役割を果たさないと考えている。おそらく、事業者は、訴えられないだろうと考えており、もし訴えられても、その製品は客観的要件を満たしていると主張するだろう。

質問2-2.（前問に引き続いて）デジタル・コンテンツ指令第8条第5項で規定されているこのような制限は、契約が、消費者にとって非常に低い基準を設定しているような場合に役に立つか？

【クラーメ教授の回答概要】

先ほど述べたようなことから、事業者が客観的要件から逸脱するためにその内容を消費者に明らかにすることは、あまり一般的なものにはならないと思われるので、品質の悪い製品について問題を抱える個別の消費者の助けにはあまりならないと思われる。しかし、品質の低い製品を買いたくない消費者にとって有用ではないとしても、もしかすると世界規模あるいは特定のグループの製品が、一般的にどのように発展していくか、という視点からであれば何らかの効果があるのかもれない。

質問3. デジタル・コンテンツ指令第8条第1項(b)では、「数量、品質及び動作上の特徴（機能性、相互運用性、アクセシビリティ、継続性及びセキュリティとの関連を含む。）を備えており、かつ、これらが同種のデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスにとって通常であり、消費者が合理的に期待できるものであること。その判断に当たってデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの性質に照らし、かつ、事業者もしくは取引連鎖の前段階にいる他の者によって、又はこれらの者を代理して行われた特に広告又はラベルに示される公的言明（public statement）を考慮する。」としている。

消費者の期待を決定する要因は、加盟各国で異なる可能性があると思うか？また、事業者の更新義務を決定する要因は、各加盟国で異なると思うか？

例えば、（加盟国ではないが）UKでは、2015年消費者権利法の「事業者向けガイダンス」（ビジネス・イノベーション・技能省によって公表された事業者のためのガイダンス）に記載されている「合理的期待」の例がある。「消費者がコンピュータゲームを購入したが、OSの新しいアップデートをダウンロードしたため、5ヶ月後に動作しなくなった。」という事例において、同ガイダンスにおいては、障害が発見されたのが供給から5ヶ月後であったため、当該状況的に意味をなさ

ない場合を除き、障害は配達時に存在していたと推定される。しかし、この例では、障害は新しいOSのダウンロードによって引き起こされたため、障害が引き渡し時に存在していたとは考え難い。もっとも、継続的にゲームを利用できなくなってしまうことが、ゲームの価格や消費者の一般的な期待のような要素によって要求される十分な品質（satisfactory quality）を満たしていないケースがあるかもしれない、との説明がなされている。

【クラーメ教授の回答概要】

ある製品が具体的に適合性に関する要件を満たしているか否かについては、事案ごとに裁判所が判断することになり、類似する事案で裁判所の判断が異なる可能性はある。しかし、指令の要件の解釈適用において、全く異なるアプローチがなされとは思われない。指令の解釈が争点になった場合に加盟国間で異なる解釈がなされないように、加盟国の裁判所には欧州連合司法裁判所に解釈を付託する義務が生じることになっているからである。もっとも、品質をどのように評価するか、については加盟国ごとに異なる場合があることが分かっている。例えば、1999年の消費動産売買指令の例であるが、オープンカーのルーフに防水加工の不備があり雨漏りする事案において、スペインの裁判所は、これを重要な瑕疵ではないと判断した。しかし、ドイツは、スペインよりもずっと雨が多いため、ドイツの裁判所は、おそらく重要な瑕疵であると判断するだろう。このような若干の判断の違いは見られるが、統一的な解釈がなされるだろう。なぜなら、（EU域内において）全ての人に同様の解釈を保障することが、欧州連合司法裁判所の通常果たすべき機能だからである。

質問4-1. 客観的要件からの逸脱について

BGB第327h条は、客観的要件からの逸脱に関して厳格な要件を定めているが、このような新たな定めは、実際の取引にどのような影響を及ぼすとお考えか？

【クラーメ教授の回答概要】

私は、事業者が客観的要件からの逸脱を表明するケースは、あまり出てこないと予測している。なぜなら、客観的要件から逸脱している製品とは、市場の一般的基準より劣っている製品であり、そのようなことを表明したら販売している製品が悪いものだと宣伝するようなものだからである。このため、むしろ事業者は、消費者から訴えられた場合には、製品は客観的要件を満たしていると主張するだろう。しかし、事業者が、このような主張のために何か対策をするのかと言えばおそらくそうではなくないかもしれないだろう。そして、事業者は、自分たちの製品は、最高水準のものにはなりえないが、客観的要件は満たしていると主張するだろう。

質問4-2.（前問に引き続いて）また、この規定の適用に当たってどのような課題があるか（例えば、客観的要件における具体的な品質基準をどのように導くかという問題や、BGB第307条以下の約款規制との関係などについて伺いたい。）。

【クラーメ教授の回答概要】

先ほど述べたように、実店舗における取引で客観的要件から逸脱するための要件を満たすことは難しいと思われる。また、客観的要件からの逸脱が多くある場合や説明が難しいような場合もこの要件を満たすことは難しい。BGB第327h条やデジタル・コンテンツ指令第8条第5項では、客観的要件からの逸脱において、消費者に対する透明性の要件が設けられていることから、事業者は、消費者に対して、製品がどのように逸脱しているのかを、消費者が理解できるように説明しなければならない。非常に高度な技術を用いている製品について、事業者がこの逸脱を説明するのは困難である。客観的要件からの逸脱が非常に多くある場合も同様で、例えば、消費者に対して10頁にわたる説明が必要になるような場合には、客観的要件逸脱の要件を満たすことはうまくいかないだろう。

（2） 有償・無償契約について

質問1-1. 個人データ提供の対価性（BGB第327条第3項）

デジタル製品に限定して、個人データ提供の場合も有償契約と位置付けられているという理解でよいのか？それとも、有償契約・無償契約という分類とは別の視点を取り入れているということか？

【クラーメ教授の回答概要】

デジタル・コンテンツ指令及びBGB第327条以下の規定は、デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスを供給するBtoC契約にのみ適用される。個人データを提供する、又は、個人データの処理を他の者に許可する契約は、（デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスを供給するBtoC契約に限らず）もはや無償契約ではないという見解が一般的なものとなっているように思う。このような変化が、指令によりもたらされたものなのか、それともそのような見解がすでに一般的になっていたのかは明らかではないが、今回の指令の国内法化により、新たな展開が生じるかもしれない。

質問1-2.（前問に引き続いて）今後、このような考え方が、より広範な取引に拡大していく可能性はあるか？

【クラーメ教授の回答概要】

私は、より広範な取引に拡大していくだろうと考えている。これは、規定そのものの適用範囲が拡大していくというわけではなく、どちらかといえば、その背景にある「無償契約とは言い難い性質を有する」という考え方が、広がっていくことになるのだろうと思う。

(3) アップデートについて

質問1-1. アップデート義務について

デジタル要素を伴う物品 (Waren mit digitalen Elementen) とデジタル製品 (digitale Produkte) に関する事業者のアップデート義務について、国内法化された規定の実効性についてどのように評価されているか？

【クラーメ教授の回答概要】

アップデート義務の国内法化に関しては、指令から大きく外れることなく、国内法化の義務を果たしたと評価できる。しかしながら、指令そのものに弱点が存在する。

第一に、どのようにすればアップデート要件 (アップデート義務) から逸脱することができるのか、が不明確であり、また、提供を義務付けられる適合性を維持するためのアップデートと提供を義務付けられない単に機能を強化するアップデートの区別が不明確である。

第二に、事業者がアップデートを提供すべき期間について、指令では合理的に消費者が期待できる期間と定めているが、これをどのように判断すべきかについては、ほとんど触れられておらず不明確である。

第三に、アップデート義務を負うのが、製造者ではなく (直接消費者に供給した) 事業者であるというところに問題がある。 (直接消費者に供給した) 事業者はアップデートプログラムを作成することができず、製造者やプログラマーに依存せざるを得ない。ただし、BGB第327u条第1項第2文により、製造者はアップデート義務の違反によって生じた損害について、 (直接消費者に供給した) 事業者から責任を問われることがある。

質問1-2. (前問に引き続いて) 特に、国内法化の過程では、デジタル製品の供給者に加えて製造者の責任を定めるべきとの指摘がみられたため、そのような規定のあり方をめぐる議論について伺いたい。

【クラーメ教授の回答概要】

私は、製造者の責任を定めるべきだと考えている。大規模なテクノロジー関係の企業は、小さな事業者が、消費者にアップデートを提供しなければならないので作成してほしいと依頼してもおそらく気にしないだろう。他方で、消費者が製造者に直接アップデートの提供等を請求できるのであれば、製造者に直接的にアップデートの提供を強制することができる。製造者がアップデート義務違反による損害を負担しなければならないというだけでは、おそらく製造者を動かすことはできないだろう。消費者による（製造者への）直接的なアップデートの請求を取り入れることは可能であり、そうしなければ、テクノロジー企業の力はあまりにも大きいため、彼らが必要だと判断した場合にのみアップデートを行うということになってしまう。

質問1-3.（前問に引き続いて）また、アップデート義務の内容と、事業者がアップデート義務を負うべき期間について、改正法では具体的な定めは置かれていないが、今後どのような問題が生じると考えられるか伺いたい。

【クラーメ教授の回答概要】

先ほども述べたように、新法には問題があり、（事業者がアップデート義務を負う）期間の定めが極めてあいまいである。もっとも、デジタル製品には、様々なものが含まれているため、新法よりも具体的な期間を定めることは、非常に困難である。また、アップデート義務の規定は、デジタル要素を伴う物品にも適用されるが、これらも同様に非常に様々な形態や価値、期待される耐久性のものがある。したがって、アップデートを提供すべき期間を明確に定めることは、非常に困難である。このため、アップデートを提供する期間の具体化については、判例に委ねるというのも悪くないかもしれない。ただし、そうすると特定の製品のグループに、具体的な基準を設定するのに何年、何十年もかかるかもしれない。したがって、現時点で、明確ではないというところに問題が残されているということになる。

（４） 個人データについて

質問 1. 契約適合性違反の効果としての契約の終了（BGB第327m条）と減額（BGB第327n条）の関係

契約の終了については、違反が軽微な場合には解消できないという一般ルールが定められており（BGB第327m条第2項第1文）、この場合には、消費者は損害賠償や減額による金銭的救済を求めるべきという趣旨と思われる。他方、個人デ

ータを提供している場合の契約の解消については、上記の適合性違反が軽微な場合には解消できないとの原則は適用されず、消費者は解消できるとされている（BGB第327m条第2項第2文）。減額については、この種の特則はおかれていない。これは、個人データを提供している場合には、減額という救済は不可能であり、消費者は損害賠償を求めるか、契約を解消するかのいずれかを行うべきという考え方か？消費者の提供した個人データの利用方法を縮減するといったことは考えられないのか？

【クラーメ教授の回答概要】

個人データの提供を伴う契約に関し、代金の減額を認める特別の規定はなく、代金減額請求は認められない。したがって、消費者には、解除と損害賠償の二つの選択肢しかない。消費者は代金を支払う義務を負わないのだから、代金の減額請求はできない。また、デジタル・コンテンツ指令は、その代わりとして、個人データの利用を制限する請求ができると定めていない。

このことから生じる保護のギャップを埋めるために、個人データの提供を伴う契約の場合には、適合性の欠如が軽微な場合であっても、契約を解除することができることとされている。このように、通常は適合性の欠如が軽微な場合には、消費者は契約を解除できず、追完か代金減額請求しかできないが、個人データを提供する場合に限り、適合性の欠如が重大ではない場合でも（減額請求はできないが）解除できるものとするにより、バランスがとられているのである。

質問2. BGB第327a条第3項の「デジタル要素を伴う製品, „Waren mit digitalen Elementen“」という定義について

これは、明確な定義ではないため、実施の際にデジタル要素を伴う製品が問題となった場合に、今後、第327a条第2項に当てはまるのか、それとも第327a条第3項に当てはまり、物品売買指令が国内法化された規定が適用されるのかが不明確になると思うが、この点について、あなたはどうか考えるのか？

【クラーメ教授の回答概要】

私もBGB第327a条第2項・第3項には満足しておらず、これらの規定は混乱を生じさせると考えている。改正案が出た段階で論文⁸において指摘したが、誰も聞き入れてくれず、立法に至った。第3項はデジタル・コンテンツ指令を国内法化するものであるが、第2項は必要ないものであり、混乱を生じさせているだけである。

⁸ Kramme, aaO. (Fn.6).

デジタル・コンテンツ指令ではなく物品売買指令で規律される「デジタル要素を伴う物品」とは、デジタル・コンテンツやデジタル・サービスが組み込まれ、又は、それらと相互に接続している有体の動産であり、デジタル・コンテンツやデジタル・サービスが機能しないと物品そのものが機能しないという性質を有するものをいうが、詳細については、条文を参照されたい。

ここで重要なのは、「機能しない」という部分であり、これが何を意味するのか不明確である。すなわち、主要な機能のみに限定されるのか、それとも補足的な機能も含むのか、分らないのである。例えば、カーナビが搭載された自動車は「デジタル要素を伴う物品」となるだろうか？カーナビが機能しなかったとしても、自動車を動かすことはできる。しかし、カーナビ付きの自動車を注文したのであれば、当然にカーナビはその自動車の機能の一部になっている。

他方で、第2項はそれぞれ独立している物品とデジタル・コンテンツ等が、一つの契約により供給される場合を想定している。具体例として、テレビとネットフリックスのアカウントを合わせて販売するような場合を挙げることができる。テレビは、ネットフリックスのアカウントがなくとも使用することができる。また、ネットフリックスのアカウントは、スマホや他のテレビ、パソコンでも使うことができる。これは「デジタル要素を伴う物品」ではないといえることができる、分かりやすい例だが、判断が非常に難しいケースが多いだろう。主たる機能である必要があるのか補助的な機能でもよいのか、が不明確なのである。

「デジタル要素を伴う物品」の定義は、二つの指令、さらに、その国内法化の規定共に同じである。したがって、先ほども述べたように、デジタル要素を伴う物品とそれ以外の物品をどのように区別するのかということが、どちらの指令においても問題となり、いずれの規律を適用すべきか決定しなければならない。

質問3. 消費者が個人データだけを提供する契約について、今後ドイツでは、どのような場合に契約が成立したと考えられるかについて、あなたは、消費者保護の関連からは契約の成立を認めるべきであるとの見解だが、裁判の場面では争いになりそうである。個人データだけを提供する契約の成立について、解釈上明確な基準は考えられるか？

【クラーメ教授の回答概要】

ドイツでは、通常、意思表示が合致した場合に契約が成立することになるが、消費者が個人データのみを提供する場合は、消費者がこれに対して、事業者に明示的な同意をすることは通常ないため、問題となる。また、当事者間に拘束力を認めるに足る共通の利益を有していると推定することも難しい。このような状況では、裁判所は、おそらく

規範的な基準を用いて契約の存否を判断することになると思われる。すなわち、当事者が契約としての拘束を望むかではなく、契約の効力として、消費者が期待する品質に適合させる義務を事業者に認めることが公正であるか、消費者がこのような契約から生じる救済を享受することができることは公正か、という観点から判断することになると思われる。ただし、裁判所は、このような公正であるかという問題について明示した上で判断するわけではなく、公正であるかどうかを検討し公正であると判断した場合には、何らかの別の理由を付けて、実際には、そのような意思表示はないにもかかわらず、当事者間に契約の存在を認めることができるだけの意思表示が存在すると判断することになるだろう。裁判所がこのような判断をする例として、乗車券を購入せずにバスや地下鉄を利用する場合を挙げることができる。この例では、裁判所は、地下鉄に乗ることが契約の意思表示になると判断するが、乗車券を購入していないということは、契約をしないという意思表示になるという考えもあり得るわけである。

もっとも、裁判所は、どのように、契約が存在する方が公正であると判断するのか、という問題がある。事業者が、消費者の個人データを処理した結果、営業上の利益や関心を持つことができるのであれば、そこに契約が存在すると考えてよいだろう。また、消費者が製品の品質に依存しているため、製品の品質が悪いことにより損害を被るような場合にも同様に考えてよいだろう。

質問4. 消費者が個人データを提供する契約において、契約締結後、事業者が契約で定められているデータ処理の目的を変更し、自分自身の債務の履行以外の目的で個人データを処理した場合、BGB第312条第1a項第2文との関係はどのようなようになるのか。その変更は契約にどのような影響を与えるのか。以上について、あなたはどのように考えるか？

【クラーメ教授の回答概要】

事業者が、その債務を履行するため又は法律が求める要件を満たす目的以外で個人データを処理する場合には、BGB第312条第1a項を適用することができると思う。同項の適用の可否は、消費者との間での約束ではなく実際に事業者が行ったデータ処理の目的に依存する。つまり、データを他の目的に使用しないという約束があったとしても、他の目的のために使用しているのであれば同項が適用されるだろう。

質問5. 個人データの原状回復において、消費者（データ主体）は、GDPR第17条の消去権、第20条のデータポータビリティ権などを行使できるとされる。
GDPRはそもそも消費者保護を目的とした規範ではない（データ主体には、消費

者以外の者も含まれる）と思われるが、そのような規範をそのまま消費者契約に適用することによって消費者を実効的に救済することができるのか？

【クラーメ教授の回答概要】

GDPRは、全てのデータ主体の権利を定めデータ主体を保護しており、これは消費者であっても同様に効果を及ぼす。すなわち、消費者であっても、データ主体として同様に保護される。ただし、GDPRが事業者と消費者の間の契約にどのような影響を及ぼすかは不明確である。GDPRに基づく義務が契約上の義務として存在し続けられるのか、という問題に関して、指令もドイツ法も何も定めていないが、特に、契約が解除された場合には、いささか問題となる。個人データではないデータについてはGDPRが適用されないため、デジタル・コンテンツ指令を国内法化したドイツ法が適用されることになるが、個人データに関してはGDPRが適用される。

質問6. 日本でもGDPRに対応する法律（個人情報保護法）が制定されている。しかし、この法律は、GDPRの第17条や第20条のように、消費者の救済手段として利用することができる手段に乏しい。そうすると、日本は、今後、欧州とは別の道を進む可能性があるように思われる。すなわち、個人情報保護法に頼らず、デジタル・コンテンツ供給契約に関する特別法を制定して、その中に、個人データの原状回復に関する規定を含める可能性がある。先生は、そのようなアプローチをどのように評価されるか。

【クラーメ教授の回答概要】

非常に重要なのは、データ保護の基準の遵守を実効的なものとする手法を備えるということにあると思われる。契約の相手方により個人データが処理されている場合は、消費者の権利が、契約上のものかデータ保護法上のものか、という違いはあまり重要ではない。しかし、契約法は、何らかの方法で消費者の個人データを手に入れた第三者が行う違法なデータ処理に対し、消費者を保護することができない。これが純粋な契約に基づくデータ保護の弱点と言える。

2. 総論的質問

(1) 国内法化の方式と体系的位罫について

質問1-1. デジタル・コンテンツ指令前文（12）は「この指令は、関連する事項をこの指

令が規律しない限度において、例えば契約の成立、有効性、無効又は効果及びデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの適法性に関する国内法の準則等の国内法に影響を及ぼすべきではない。また、この指令は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給契約の法的性質を決定してはならず、これらの契約を、例えば売買契約、役務提供契約、賃貸借契約又は無名契約のいずれとするかは、国内法に委ねるべきである」としている。

加盟国は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給に関する契約が、例えば、売買契約、役務提供契約、賃貸借契約又は無名契約に該当するかどうかを決定することができ、加盟国の中には（推測だが）、契約の種類によって履行内容の基準に関するルールが異なる場合がある。

このような場合に、加盟国がデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスについて同じ適合性のルールに対応することは、理論的な困難さ、あるいはジレンマがあると思われるか？

また、デジタル・コンテンツやデジタル・サービスを組み込んだ商品に関する特定のケースで、どの法律が適用されるかを判断することが困難な場合があると思うか？

【クラーメ教授の回答概要】

デジタル・コンテンツとデジタル・サービスの適合性について同じ基準を採用した場合、各加盟国において、理論的な困難さや矛盾が生じることがあるのではないかとこの質問について、私は、抽象的な要件は、同じであるかもしれないが、これにより困難が生じるという印象はないように思う。具体的な要件は、デジタル製品の性質を考慮して、個別事例ごとに決定するしかない。この個別事例における判断において、私は、コンテンツ、あるいはサービスの性質が、要件にどのように影響するのかを考慮することができると考えている。このように、実際に適用する際には、それぞれの性質を考慮することができるため、デジタル・コンテンツとデジタル・サービスに同様の基準を適用しても問題は生じないと考える。

質問 1-2.（前問に引き続き）デジタル・コンテンツやデジタル・サービスを組み込んだ商品に関する特定のケースで、どの法律が適用されるかを判断することが困難な場合があると思うか。

【クラーメ教授の回答概要】

「デジタル要素を伴う物品」には、物品売買指令（を国内法化した規定）が適用されることになるが、先ほど述べたように、デジタル要素を伴う物品は、デジタル・コンテ

ンツ、デジタル・サービスが組み込まれ、又は、相互に接続されている有体の動産であって、デジタル・コンテンツ、デジタル・サービスの欠如により、物品が機能することを阻害されるもの、と定義される。このため、物品が機能するために、デジタル要素が必要ない場合は、デジタル要素に関する限りにおいて、デジタル・コンテンツ、デジタル・サービスに関する規定が適用される。結果として、デジタル・コンテンツ指令と物品売買指令のいずれの（国内法化された）規定が適用されるのかという問題については、物品がその機能を果たすためにデジタル要素に依存しているのか、あるいはデジタル要素が独立していないか、という観点から決定されることになるが、この判断は困難である。

質問 2-1. 新たな規定の体系上の位置付けとその他の契約規定との関係について

ドイツでは、デジタル製品に関する規定を一般債務法に置くという方法でデジタル・コンテンツ指令の国内法化が行われたが、このような体系上の位置付けについてどのように評価されているか？

【クラーメ教授の回答概要】

BGB には、契約の目的物により適用条項が変わるという前例はない。かつてフロリアン・ファウストブツェリウス法科大学教授も指摘したように BGB には掃除機のための特別な契約類型であったり、冷蔵庫のための特別な契約類型であったりというものはなかったが、デジタル製品のような第三のグループには、違ったルールが設定されるのかもしれない。もちろん、今回の改正はドイツの立法者が策定したものではあるが、同時に EU 指令の求めるところでもあるため、立法者はこの求めに応じざるを得なかったという側面もある。もっとも、デジタル製品は、アナログ世界の製品とは、大きく違うものなのだから、デジタル製品に共通する一般的なルールを定めるというのは、良いアイデアではないかと思う。

さらに、今回の改正では、一般規定が特別規定に優先して適用される部分があるが、これも BGB において典型的なものではない。通常は、売買契約や賃貸借契約等に関する特別の規定がある場合は、契約に関する一般的な規定に優先して適用されるからである。このように今回の改正は、BGB の典型的な体系にあてはまらないものであり、BGB の体系にいささか反しているようなところがある。それにもかかわらず、私は、このような位置付けの在り方は、なおも正しいものであると考えている。なぜなら、今回の改正で導入された規定は、売買契約や賃貸借契約、役務提供契約等の全ての契約に横断的に適用されるべきものなので、この意味において、一般的な規定となるからである。今回の改正が、いささか BGB の体系にそぐわないとしても、これより良い位置取りを考えることは、私にはできないのであるから、結果として、最善の位置付けではないかと考えて

いる。

質問 2-2. デジタル製品の供給と並んで他の物品や役務を供給するような契約では、事業者の義務違反がデジタル製品に関するものか否かによって、異なる責任規定が適用されることになると思われるが、デジタル製品の瑕疵の概念に含まれる義務違反かどうかという境界付けをめぐって難しい問題が生じないか？

【クラーメ教授の回答概要】

契約義務違反があった場合に、それがデジタル的な要素とそれ以外の物品の双方に影響を及ぼす場合が考えられる。ちょうど良い例として、引き渡しがなかった場合を挙げることができる。契約上の義務違反が、デジタル製品に影響を及ぼす限りにおいて、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスに関する規定を適用しなければならないが、それ以外の部分に関しては、他の規定を適用する必要が生じる。

3. 事前の質問事項への回答後の追加質問

質問 1. 前回、シュミット＝ケッセル教授にインタビューをした際に、バイロイト大学の研究者の中でもいくつか意見の異なるところがあるという話が出ていたが、クラーメ教授とシュミット＝ケッセル教授との間で、指令の国内法化に関して意見の異なる点はあるのか？あるとしたら、どのような点か？

【クラーメ教授の回答概要】

客観的要件から逸脱するための要件（BGB 第 327h 条）について、シュミット＝ケッセル教授は、非常に厳格であると捉えており、オンラインショップでこの要件を満たすことはできないと考えているようだったが、私は、約款を用いる方法や、チェックボックスにチェックするとか、ボタンを押すといった方法でもこの要件を満たすことができると考えており、この点については、意見が異なるかもしれない。おそらく、シュミット＝ケッセル教授は、私よりも厳格なアプローチを採用しているだと思う。相違点があるとしたら、この点が唯一のものであったのではないか。

質問 2. シュミット＝ケッセル教授は単にボタンをクリックすることが消費者の同意を表すことになるのかについて、消費者が本当に事情を理解した上で同意しているかどうかについて検討されなければならない、さらに、消費者が本当に事情を理

解した上で同意しているかどうかを確認するための方策について検討されるべきであると考えておられるとの印象を受けたがどうか？

【クラーメ教授の回答概要】

まず初めに、確かに前文には、チェックボックスにチェックする方法により客観的適合性から逸脱することが可能であるという考えが示されているが、前文は、指令の規定を解釈するための一つの考え方にすぎず、規定そのものではない。しかし、それでも私個人の意見としては、チェックボックスにチェックを入れたり、ボタンを押したりする方法による逸脱は可能だと考えている。この点に関して、指令は非常に明確であり、このような消費者の明確な同意だけでは足りず、同意する前に、当該製品が客観的要件からどのように逸脱しているかに関する情報を消費者に提供しなければならない。その際に提供される情報は一定の透明性要件を満たさなければならないとしている。したがって、消費者に提供された情報が消費者に理解できないようなものであるならば、この透明性要件を満たしていないということになる。あまりに専門的な言葉を使用したり、10 頁以上にわたるような非常に長い文章であったりするような場合には、消費者が現実的にこれを読むことを期待できないため、透明性要件を欠くことになると考えられる。

これは、消費者が読んでなくとも契約内容に組み込まれる普通契約約款を用いる場合よりも非常に強力な規制であると思われる。しかし、私は客観的要件からの逸脱について、必ずしも個別の通知という形式をとらなくても、約款を用いることにより対応可能であると考えている。

私とシュミット＝ケッセル教授は、この問題について一度議論したことがあると思う。シュミット＝ケッセル教授が、「何千人もの消費者に同じ情報を提供することにより一般的にも逸脱は可能なのか、それとも、個別に同意した場合にのみ可能なのか」という疑問を投げかけられていた。私は、この点について、多くの消費者に同様の情報を届ける方法によっても逸脱は可能であるとの見解を有している。シュミット＝ケッセル教授は、客観的要件からの逸脱を困難にするこの条文は、消費者の保護のための良い手段であるため、非常にポジティブに捉えているという印象を受けた。

また、私は冒頭で、客観的要件からの逸脱の要件は、いささか私的自治に反するというようなことを言ったが、これを強い批判と理解していただきたくない。通常は、契約の目的物に関する記述があれば、それは中心条項に当たると判断してよいのであるが、今回の指令では、当事者が中心条項を定めることができず、法律が定めることになっている。これはこれまでの指令には見られなかった考え方である。しかし、これを批判と理解してほしくない。もちろん、私は、私的自治を強く擁護する者ではあるが、消費者が大企業と交渉することができないことに鑑みれば、客観的要件からの逸脱に透明性要件が求められているのは適切な対応であろう。

質問 3. あなたが透明性要件を強調されたことは、非常に興味深く、透明性要件についてもう少し詳しく御説明いただけないか。

【クラーメ教授の回答概要】

デジタル・コンテンツ指令第 8 条第 5 項は、チェックボックスやボタンをクリックしなければならないというようなことだけを定めているのではなく、その前に、デジタル・コンテンツの特定の特徴やデジタル・コンテンツが客観的要件からどのように逸脱しているかについて、具体的に説明されなければならないと定めている。そして、それらの事項が明示されなければならないのであって、約款の中に隠されているのでは不十分なのである。それは本当に読まれ、明確に提示されなければならない。これが逸脱ということになる。したがって、ヨーロッパの立法者は、消費者が平均以下の品質を受け入れることも想定していたと私は考える。

質問 4. ドイツとスペインの間で「重要な瑕疵」の捉え方に違いが生じる自動車のルーフの事例に言及されたのが、とても興味深かった。デジタル・コンテンツやデジタル・サービスにもそのようなバリエーションがあると考えられていると思うが、何が違反となるのかという点において、いくつかの種類の文化的な考えの違いを見出すことにより、面白いバリエーションが生じるのだろうか？

【クラーメ教授の回答概要】

デジタル製品に関して、文化的な違いがあるかどうかは分からないが、自動車のルーフにどれくらいの防水性が必要なのかは、おそらくその土地の天候の問題だろう。

<資料>

以下には資料として、本インタビューにおいてメインに取り扱ったデジタル・コンテンツ指令及び物品売買指令の日本語訳、それぞれの指令提案の日本語訳を示させていただきます。

また、ドイツにおいて、この二つの指令を国内法化するBGBの改正法及び最新のBGBを資料として示させていただきます。さらに、BGBの改正条文の日本語訳として、本研究会のメンバーである永岩慧子愛知学院大学准教授の翻訳が刊行予定であるため、これも示させていただきます。

1. デジタル・コンテンツ指令及び指令提案の日本語訳

・デジタル・コンテンツ指令

カライスコス・アントニオス、寺川永、馬場圭太（訳）「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（Directive (EU) 2019/770)」ノモス 45 号（2019 年）121-160 頁

<http://hdl.handle.net/10112/00019937>

・デジタル・コンテンツ指令提案

カライスコス・アントニオス=寺川永=馬場圭太「デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」関西大学法学論集 66 巻 2 号（2016 年）197-226 頁

<http://hdl.handle.net/10112/10429>

2. 物品売買指令及び指令提案の日本語訳

・物品売買指令

カライスコス・アントニオス、寺川永、馬場圭太（訳）「物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（Directive (EU) 2019/771)」ノモス 45 号（2019 年）161-189 頁

<http://hdl.handle.net/10112/00019938>

・オンライン通信売買指令提案

カライスコス・アントニオス、寺川永、馬場圭太「物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」関西大学法学論集 66 巻 3 号（2016 年）314-334 頁

<http://hdl.handle.net/10112/10626>

3. 最新の BGB、デジタル・コンテンツ指令・物品売買指令の国内法化のための改正法、
改正条文の日本語訳

・ BGB

<https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/>

・ デジタル・コンテンツ指令の国内法化のための改正法

Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie über bestimmte vertragsrechtliche Aspekte der Bereitstellung digitaler Inhalte und digitaler Dienstleistungen

https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/Bgbl_Digitale_Inhalte.pdf;jsessionid=2944F1F7CFD44E190EE7AF48C305AEA9.2_cid324?_blob=publicationFile&v=2

・ 物品売買指令の国内法化のための改正法

Gesetz zur Regelung des Verkaufs von Sachen mit digitalen Elementen und anderer Aspekte des Kaufvertrags

https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/Bgbl_Regelung_des_Verkaufs_von_Sachen_mit_digitalen_Elementen.pdf?_blob=publicationFile&v=2

・ 改正条文の日本語訳（未刊）

永岩慧子「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約に関する EU 指令並びに物品売買指令に関する EU 指令のドイツにおける国内法化（民法改正条文試訳）」愛知学院大学論叢法学研究第 63 巻第 3・4 号（頁数未定）、2022 年 9 月公表予定